

# 第1章 三田市食育推進計画中間評価について

## 1 三田市食育推進計画について

食に関する様々な知識と食を選択する判断力を正しく身につけ、市民一人ひとりが「食」を通して家族や地域の人たちとふれあい、元気で笑顔あふれるまちづくりをめざした計画です。

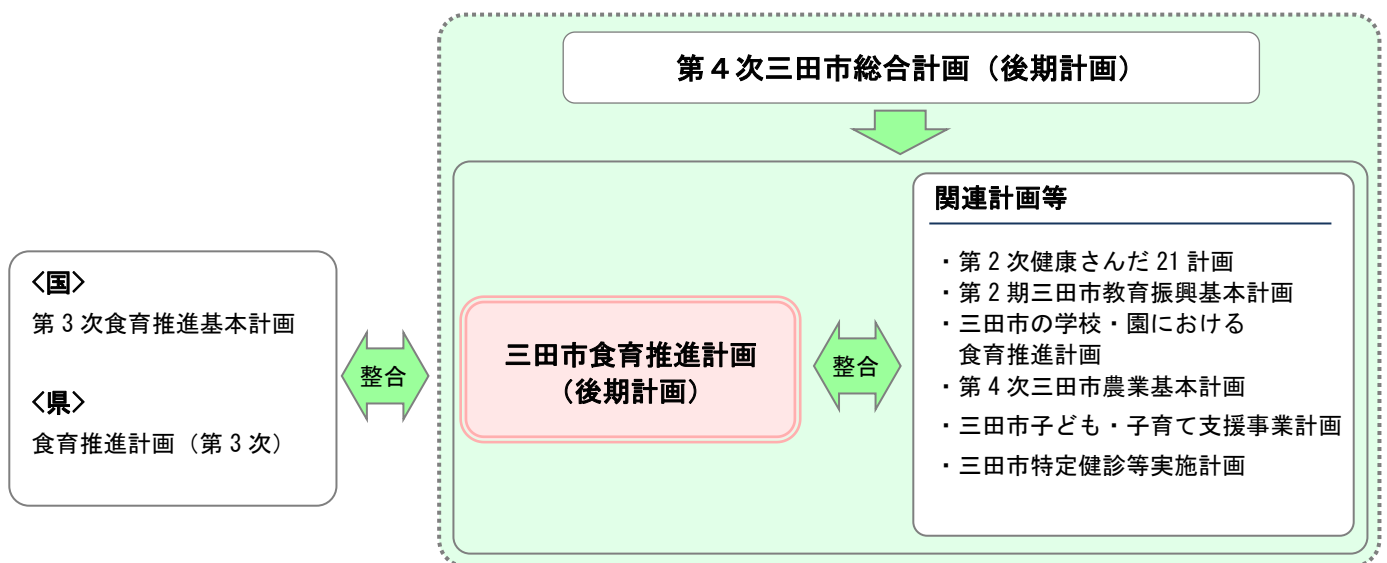
### <食育とは>

生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。

食育基本法より

### 計画の位置づけ

三田市食育推進計画は、食育基本法第18条に基づく市町村食育推進計画として位置づけ、国の第3次食育推進基本計画、兵庫県の食育推進計画（第3次）、本市の「第4次三田市総合計画（後期計画）」をはじめとし、その他関連計画との整合性を図りつつ食育を総合的に推進していきます。



### 計画の期間

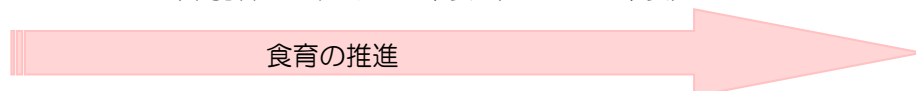
三田市食育推進計画の計画期間は、平成25年度から平成34年度までの10年間とし、平成29年度に、計画の中間評価及び見直しを行い、目標年度となる平成34年度に最終評価を行います。

平成25年度（2013年度）

～

平成34年度（2022年度）

中間評価：平成29年度（2017年度）



## 2 国・県における食育推進について

	兵庫県	国
平成 17 年		食育基本法制定
平成 18 年	食の安全安心と食育に関する条例施行	食育推進基本計画策定
平成 19 年	食育推進計画策定	
平成 23 年		第 2 次食育推進基本計画策定
平成 24 年	食育推進計画（第 2 次）策定	
平成 28 年		第 3 次食育推進基本計画策定
平成 29 年	食育推進計画（第 3 次）策定	

## 3 中間評価の目的

本市では三田市食育推進計画に基づき、特に、重点取り組みである「1. 早寝早起き朝ごはん」「2. 適正な野菜摂取」「3. 地産地消」を中心に食育を推進してきました。

本計画は平成 25 年度～平成 34 年度までの 10 年計画であり、計画の進捗状況などを把握するため、毎年度食育推進事業の評価を行ってきたところですが、5 年目となる平成 29 年度に、中間評価及び見直しを行うこととしており、中間年の目標値の達成度及び、各種食育推進事業の評価を行うとともに、時勢に合わせた内容に見直し、後期 5 年間の食育の取り組みの方向性を定めることを目的としています。

## 4 中間評価の方法

本計画は、食に関する市民アンケート調査、食に関する高校生アンケート調査、3 歳児健康診査の問診票による食生活の傾向、パブリックコメント等のデータや意見を基に、三田市食育推進庁内幹事会設置要綱第 2 条により、三田市食育推進庁内幹事会において具体的な見直し案を作成し、その原案を基に、三田市食育推進会議条例第 2 条により、三田市食育推進会議において中間評価を行います。